

雇児発0715第1号
平成23年7月15日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長

控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて

所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、この見直しを行う場合、現行制度においては、所得税・個人住民税の税額等と連動している保育所徴収金（保育料）等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなる。

この問題に対応するため、政府税制調査会に控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームが設置され、下記の保育所徴収金（保育料）等については、扶養控除の見直しによる税額の変動を簡便な方法により調整し、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することとされた。

これに伴い、今般、別添のとおり「旧税額計算シート」を作成したので、都道府県等においては、保育所徴収金（保育料）等の算定にあたっては、当該シートを参考に扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応をお願いする。また、都道府県においては、下記のとおり、貴管内関係自治体への周知方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。